

電話口頭記録

部長 技 監		担当	
受信年月日	平成21年4月8日 14時40分 ～14時45分	受信者	[Redacted]
起案年月日	平成21年4月8日	発信者	[Redacted]
決裁年月日	平成 年 月 日	発信者	[Redacted]
標 題	熱海市伊豆山分譲地内の不適正保管に関する処理計画書について		
用 件	<p>*別紙のとおり産業廃棄物処理計画書が提出されたので、受理するとともに以下の点について電話により確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画書を受け取り、受付印を押したものをFAXしたが届いたか。 当該廃棄物は何時ごろ撤去されるのか。 処理方法が「一般ゴミ等」となっているが、全て一般廃棄物で処理されるのか。 		
処 理 概 要	<p>[Redacted]</p> <ul style="list-style-type: none"> FAXは到着した。 撤去時期は未定。なるべく早くするが、現時点では予定時期もわからない。 分別することで、なるべく熱海市若しくは[Redacted]の清掃センターに一般廃棄物として出したい。それ（一般廃棄物として受け取ってもらえる廃棄物）以外については、産廃業者を探して処理する。 <p>[Redacted]</p> <ul style="list-style-type: none"> 了解した。2週間程したら、こちらから状況確認の電話をする。 <p style="text-align: right;">(4/8 17:00)</p> <p>*上記について 熱海市 まちづくり課 [Redacted] に電話報告し、次の点について確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市の清掃センターに搬出することについて、受入が可能かは市の判断にすること。 ② がんごの研究所について、自社物処理によるか？ 夫規模が20 (処理能力 5t/日) <p>でなければ 法律上は問題ない。ただし、他人の廃棄物を処分することは可能性が低い。充分な監視が必要となる。</p> <p>→ [Redacted] 了解した。現在解体現場から仮置場に移動させているので 遂時 監視を継続していく。</p>		

産業廃棄物処理計画書

平成 21 年 4 月 2 日

東部健康福祉センター 所長 様

住 所 [REDACTED]
 氏 名 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]

一、 工 事 概 要	①工事名称	日金町 解体工事	
	②工事場所	熱海市日金町 [REDACTED] 他	
	③工期	平成 20 年 12 月から平成 21 年 4 月	
	④発注者	自主施行	
	⑤設計者	[REDACTED]	
	⑥作業所長名	[REDACTED]	
	⑦廃棄物処理責任者	[REDACTED]	
	⑧工事数量	コンクリート塊 200 t、鉄材 100 t、木材 50 t 繊維 (布団) 10 t、廃プラ 10 t、紙くず 1 t	
	⑨解体工事、基礎工事 の請負業者	自主施行	
二、建設系廃棄物の種類・発生量 とその分別、保管、収集運搬、 再生利用、中間処理、最終処分 の方法等	コンクリート塊	再生利用	
	鉄材	[REDACTED] へ売却	
	木材	乾燥後、一般ゴミ等処理施設へ運搬	
	繊維くず	一般ゴミ等処理施設へ運搬	
	廃プラ	一般ゴミ等処理施設へ運搬	
	紙くず	一般ゴミ等処理施設へ運搬	



<p>三、再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施行方法</p>	<p>再生砕石生成機を使用し、基準内の大きさにして再生砕石として造成工事時に使用。</p>			
<p>四、他の排出業者が排出する廃棄物を建設資材として再利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法</p>				
<p>五、委託書類</p>	<p>①収集運搬業者の許可番号 事業の範囲、許可期限</p>	(1) 収集運搬業者の許可番号	<p>全て自社運搬</p>	
		(2) 事業の範囲		
		(3) 許可期限		
	<p>②中間処理業者、最終処分場の許可番号、事業の範囲、許可期限</p>	<p>コンクリート類</p>	(1) 中間処分業者の許可番号	<p>自社破碎</p>
			(2) 事業の範囲	
			(3) 許可の期限	
			(4) 最終処分業者の許可番号	
			(5) 事業の範囲	
			(6) 許可期限	
		<p>金属類</p>	(1) 中間処分業者の許可番号	<p>■■■■■</p>
			(2) 事業の範囲	<p>■■■■■へ売却</p>
			(3) 許可の期限	
(4) 最終処分業者の許可番号				
(5) 事業の範囲				
(6) 許可期限				
<p>木くず</p>	(1) 中間処分業者の許可番号	<p>一般ゴミ等 処理施設へ運搬</p>		
	(2) 事業の範囲			
	(3) 許可の期限			
	(4) 最終処分業者の許可番号			
	(5) 事業の範囲			
	(6) 許可期限			

五、委託書類	②中間処理業者、最終処分場の許可番号、事業の範囲、許可期限	織維くず	(1) 中間処分業者の許可番号	一般ゴミ等 処理施設へ運搬
			(2) 事業の範囲	
			(3) 許可の期限	
			(4) 最終処分業者の許可番号	
			(5) 事業の範囲	
			(6) 許可期限	
		廃プラ	(1) 中間処分業者の許可番号	一般ゴミ等 処理施設へ運搬
			(2) 事業の範囲	
			(3) 許可の期限	
			(4) 最終処分業者の許可番号	
			(5) 事業の範囲	
			(6) 許可期限	
		紙くず	(1) 中間処分業者の許可番号	一般ゴミ等 処理施設へ運搬
			(2) 事業の範囲	
			(3) 許可の期限	
			(4) 最終処分業者の許可番号	
			(5) 事業の範囲	
			(6) 許可期限	
六、保管	①作業現場以外の場所で保管する理由及びその場所の他法令の手続き状況	作業場での保管場所の確保が困難であるため近接地である伊豆山の方に仮置きをしている。 ・ 建築リサイクル法（届出済み） ・ 特定建設作業実施（届出済み）		
	②作業現場から出た建設系廃棄物の保管場所	熱海市伊豆山 字水立 [REDACTED] の一部		
	③保管場所における保管方法等	一時的な仮置きの為 必要最小限の囲いを出来るだけ設置する。		

※ 廃棄物処理方法の保管基準に基づく方法で対処致します。

※ 七、添付書類

- ・ 産業廃棄物処理委託契約書（写し）